

青梅市企業誘致条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市外の企業の誘致および市内の企業の事業拡大をより一層支援するため、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市企業誘致条例の一部を改正する条例

青梅市企業誘致条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ウ中「2億円以上であること。ただし、中小企業に限る。」を「2億円以上（中小企業にあっては、6,000万円以上）であること。」に改め、同条第3号中「当該立地にかかる事業用地」の次に「もしくは事業所」を加え、同条第4号中「5人以上（そのうち1人以上が市内に住所を有する者であること。）増加すること。」を「、市内に住所を有する者1人以上を含む5人以上新たに増加すること。ただし、中小企業にあっては、常用雇用者であって市内に住所を有する者が、1人以上増加すること。」に改める。

付則第2項中「平成35年3月31日」を「令和15年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。